

秋田県告示第 5 5 6 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成28年10月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成28年 9 月30日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
古谷建設工業株式会社
横手市赤坂字家ノ前87番地
代表取締役 古 谷 孝 利
秋田県知事許可（特－24）第9181号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成28年 9 月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。